

**森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等  
に関する調査報告書**

**平成30年6月4日  
財 務 省**

# 森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書

## 目次

I. はじめに	1
II. 調査の経緯等	2
III. 背景事情	5
(1) 関係部局等	5
(2) 森友学園案件の概略	6
(3) 平成 29 年以降の状況	9
IV. 応接録の廃棄等の経緯	13
(1) 応接録の元々の保存状況	13
(2) 政治家関係者との応接録の廃棄等の経緯	14
(3) 森友学園側との応接録の廃棄等の経緯	16
(4) 廃棄されなかった応接録の取扱い	18
(5) 売買契約締結後に作成された応接録の取扱い	20
V. 決裁文書の改ざん等の経緯	21
(1) 決裁文書の元々の作成・管理状況	21
(2) 「文書 4 (特例申請)」「文書 5 (特例承認)」の改ざんの経緯	23
(3) 「文書 1 (貸付決議①)」「文書 3 (売払決議)」の改ざんの経緯	25

(4) その他の決裁文書の改ざんの経緯 .....	29
(5) 国土交通省大阪航空局と共有していた決裁文書の取扱い	31
(6) 改ざん後の決裁文書の取扱い .....	32
<b>VI. 一連の問題行為の総括</b> .....	34
(1) 一連の問題行為の目的等 .....	34
(2) 一連の問題行為の評価 .....	38
(3) 本省理財局における責任の所在の明確化 .....	39
(4) 近畿財務局における責任の所在の明確化 .....	42
(5) 現在の本省理財局の幹部職員の責任 .....	44
(6) 本省理財局職員・近畿財務局職員以外の責任 .....	44
<b>VII. その他の決裁文書に関する調査</b> .....	45
(1) 調査の概要 .....	45
(2) 本省に対する調査の結果 .....	46
(3) 財務局に対する調査の結果 .....	47
<b>VIII. 再発防止に向けた取組</b> .....	48
(1) 国有財産の管理処分手続きの見直し .....	48
(2) 公文書管理の徹底、電子決裁への移行加速化等 .....	49
(3) コンプライアンス、内部統制の総合的な態勢整備 .....	51

# 森友学園案件に係る決裁文書の改ざん<sup>1</sup>等に関する調査報告書

## 1. はじめに

- ① 本報告書は、学校法人森友学園（以下「森友学園」という。）を相手方とする国有地処分案件（以下「森友学園案件」という。）に係る決裁文書の改ざん等について、財務省自らの調査によって明らかになった事項をとりまとめたものである。
- ② 決裁を経た行政文書を改ざんし、それを国会等に提出するようなことは、あってはならないことであり、誠に遺憾である。また、決裁文書の改ざんが行われた時期には、各種応接録についても、国会等との関係で極めて不適切な取扱いがなされていたものと認められる。本報告書では、一連の問題行為の経緯や目的等を明らかにしたうえで、責任の所在の明確化を図り、さらに再発防止に向けた今後の取組についても記載している。
- ③ 財務省として、このような事態が生じたことを真摯に反省し、二度とこうしたことが起こらないよう、全省を挙げて取り組んでいく所存である。

---

<sup>1</sup> 財務省は、平成30年3月12日（月）の公表以降、本件について「決裁文書の書き換え」と表現してきたが、国会審議等において「改ざん」と表現すべきとのご指摘を頂戴している。後述するような経緯や目的等を踏まえれば、本件については「改ざん」と表現することが適当だと考えられることから、本報告書においては「改ざん」との表現を用いることとする。ただし、当時の職員の認識を記載している箇所等においては、「書き換え」等の表現を用いている場合がある。

## II. 調査の経緯等

- ① 財務省は、平成30年3月以降、まずは森友学園案件に係る  
 決裁文書の改ざんの有無について調査を進め、同年3月12日  
 (月)、本省理財局による改ざんが行われていたことを公表し  
 た<sup>2</sup>。
- ② 具体的には、平成29年2月に森友学園案件が国会で取り上  
 げられて以降、同年2月下旬から4月にかけて、
- ・ 貸付決議書①「普通財産決議書(貸付)」(平成27年4月  
 28日)(以下「文書1(貸付決議①)」という。)
  - ・ 貸付決議書②「普通財産決議書(貸付)」(平成27年5月  
 27日)(以下「文書2(貸付決議②)」という。)
  - ・ 売払決議書「普通財産売払決議書」(平成28年6月14日)  
 (以下「文書3(売払決議)」という。)
  - ・ 特例承認の決裁文書①「普通財産の貸付けに係る承認申請  
 について」(平成27年2月4日)(以下「文書4(特例申請)」  
 という。)
  - ・ 特例承認の決裁文書②「普通財産の貸付けに係る特例処理  
 について」(平成27年4月30日)(以下「文書5(特例承認)」  
 という。)
- の5件の決裁文書について、改ざんが行われていたことが確  
 認された<sup>3</sup>。

- ③ また、主としてこれらの決裁文書の改ざん内容を反映する

<sup>2</sup> 財務省ホームページ参照。

[https://www.mof.go.jp/public\\_relations/statement/other/search\\_kessaibunsho.htm](https://www.mof.go.jp/public_relations/statement/other/search_kessaibunsho.htm)

<sup>3</sup> これら5件のうち「文書5(特例承認)」は本省理財局が、他は近畿財務局が作成した文書であ  
 った。

形で、

- ・ 承諾書の提出について（平成 26 年 6 月 30 日）（以下「文書 6（承諾書提出）」という。）
- ・ 未利用国有地等の処分等の相手方の決定通知について（平成 27 年 2 月 20 日）
- ・ 予定価格の決定について（年額貸付料（定期借地））（平成 27 年 4 月 27 日）（以下「文書 8（予定価格決定）」という。）
- ・ 特別会計所属普通財産の処理方針の決定について（平成 27 年 4 月 28 日）
- ・ 有益費支払いに関する意見について（照会）（平成 28 年 2 月 25 日）
- ・ 有益費支払いに関する三者合意書の締結について（平成 28 年 3 月 29 日）
- ・ 国有財産の鑑定評価委託業務について（平成 28 年 4 月 14 日）
- ・ 予定価格の決定（売払価格）及び相手方への価格通知について（平成 28 年 5 月 31 日）
- ・ 特別会計所属普通財産の処理方針の決定について（平成 28 年 6 月 14 日）

の 9 件の決裁文書についても改ざんが行われており<sup>4</sup>、計 14 件の決裁文書の改ざんが行われていることが確認された。

- ④ 本件については大阪地方検察庁による捜査が進められ、財務省としても、捜査に全面的に協力してきたところである。それとともに、国会をはじめ各方面からの厳しいご指摘を踏まえれば、捜査への影響には十分留意しつつ、財務省自らもでき

---

<sup>4</sup> これら残り 9 件の文書は、すべて近畿財務局が作成した文書であった。

る限りの調査を進め、一連の経緯や目的等について説明責任を果たすべきことも当然である。このため、平成30年3月12日（月）の公表以降も、本省大臣官房の人事担当部局（秘書課及び同課首席監察官室）を中心に、職員からの聞き取り、関連文書の確認、サーバや各職員のコンピュータ上に残されたファイルの探索等の調査を行ってきたところである。

- ⑤ また、後述するとおり、決裁文書の改ざんが行われた平成29年2月下旬から4月にかけては、保存期間が「1年未満」と定められた応接録の取扱いが問題となっており、これが決裁文書の改ざんとも密接に関連していたことも判明したことから、本報告書では、その経緯等についても触れている。
- ⑥ 職員からの聞き取り調査においては、職員の記憶が明確でない場合や、複数の職員からの聞き取り内容が整合しない場合もあり、詳細な事実関係を特定することは必ずしも容易ではなかったが、本報告書では、調査を通じて推認された事柄についてもできる限り詳細に盛り込むようにした。
- ⑦ なお、財務省としてできる限りの調査を行ったところであるが、今後、新たな事実関係が明らかになるような場合には、更に必要な対応を行っていくこととなる<sup>5</sup>。

<sup>5</sup> 森友学園案件をめぐることは、国会審議等において、地下埋設物の撤去費用の算定を含めた価格算定手続の妥当性等について議論がなされているが、財務省としては、森友学園に対する国有地の売払い処分は、小学校開校に向けて校舎の建設工事が進む中で新たな地下埋設物が発見され、相手方からの損害賠償請求のおそれがあるなど切迫した状況の中で行われたものであり、将来にわたって一切の国の責任を免除するよう特約条項を付すことも含めて、ぎりぎりの対応であったと考えている旨を答弁している。本報告書は、平成29年2月以降の森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査の結果をとりまとめたものであり、上記の価格算定手続の妥当性等を含め、平成28年6月20日（月）の事案終了前の状況について調査を行ったものではない。

### Ⅲ. 背景事情

#### (1) 関係部局等

- ① 国有財産行政は、国債管理や財政投融资等の行政分野とともに、財務省の本省理財局が所掌しており、事務方としての最終責任者は「理財局長」である。その下に、国有財産行政を担当する幹部職員として、「理財局次長」が置かれている。また、理財局長の下で理財局の各課室の業務をとりまとめる役割は、「総務課」が担っている。国有財産行政に関する各課室の業務は「国有財産企画課」がとりまとめており、国有財産のうち普通財産<sup>6</sup>の管理処分等に関する財務局への対応は「国有財産業務課」がとりまとめている。国有財産業務課には「国有財産審理室」が置かれ、森友学園案件のような個別案件について財務局との調整窓口となるほか、国会対応を含め、本省において必要となる業務を担っている<sup>7</sup>。
- ② 個別の国有財産の管理処分の業務は「財務局長」に委任されており、「管財部」が担当している。森友学園案件を取り扱っていた近畿財務局では、「管財部長」の下に「管財部次長」が置かれており、さらに、森友学園などの関係者との調整を含む実務対応は「統括国有財産管理官」が担っている<sup>8</sup>。

<sup>6</sup> 国有財産は、国の行政の用に供するため所有する「行政財産」と、それ以外の「普通財産」とに分類される。「行政財産」は売払い等の処分を行うことはできず、各省各庁の長が管理することとされている。他方、「普通財産」は、原則として財務大臣が管理処分を行うこととされている。

<sup>7</sup> 平成 29 年 2 月から 4 月に本省理財局の関係部局に在籍していた主な職員は、佐川宣寿理財局長、中尾睦理財局次長、中村稔総務課長、富安泰一郎国有財産企画課長、田村嘉啓国有財産審理室長である。

<sup>8</sup> 平成 29 年 2 月から 4 月に近畿財務局の関係部局に在籍していた主な職員は、美並義人近畿財務局長、楠敏志管財部長、小西眞管財部次長、池田靖統括国有財産管理官である。

- ③ 国会対応は本省が担当しており、たとえば、国会審議に向けて森友学園案件に関する質問通告があれば、基本的に、本省理財局の担当課室の職員が質問予定者に接触し、必要な説明を行いつつ、想定される質問内容を聞き取った上で、国会答弁資料を作成する。ただし実際の国会審議においては、事前の通告内容を超えた質問が行われる場合もあり、答弁者が、事前に準備された国会答弁資料を参照せずに答弁することも少なくない。国会答弁資料は、答弁予定者が内閣総理大臣や財務大臣等であれば、本省大臣官房文書課の審査を経て、秘書官<sup>9</sup>の確認を受けてセットしている。また、答弁予定者が理財局長であれば、大臣官房文書課は審査をせず、理財局長が内容を確認してセットしている。
- ④ 国会議員等からの資料要求、個別の説明要求、会議出席要求等については、本省大臣官房文書課が窓口となるが、実際の対応は担当課室の職員が行っており、森友学園案件であれば、基本的に本省理財局の職員が行っている。

## (2) 森友学園案件の概略

- ① 森友学園を相手方として処分がなされた大阪府豊中市所在の国有地は、元々、大阪国際空港周辺における航空機騒音対策の一環として、国が建物等の移転について補償を行った上で買い受けた土地である。当初は国土交通省大阪航空局所管の行政財産であったが、その後、騒音区域の縮小に伴って普通財

<sup>9</sup> 内閣総理大臣の国会答弁資料であれば、財務省出身の秘書官及びその配下の職員。

産化され、国として保有し続ける必要が無くなっていた。当該国有地は、同省所管の自動車安全特別会計空港整備勘定に所属しており、売払い等の処分を行えばその対価は当該勘定の収入となる。こうした中、平成 25 年 4 月、同省大阪航空局から近畿財務局に対して、売払い処分の依頼がなされたものである。

- ② 近畿財務局が平成 25 年 6 月に公的取得要望の受付を開始したところ<sup>10</sup>、森友学園から、小学校用地として取得したい旨の要望があった。その際、森友学園側は、当該国有地を直ちに買い受けるのではなく、小学校の経営が安定するまでの期間は借り受けた上で、その後買い受けることを要望した。
- ③ 本省理財局の通達「普通財産貸付事務処理要領<sup>11</sup>」では、公的用途に供するために売払いを前提とする貸付けを行う場合は、貸付期間は 3 年までとすることを原則としつつ、これにより処理することが適当でない認められる場合の特例として、本省理財局長の承認を経て、別途の処理を行うことが認められている。近畿財務局は、森友学園からの要望を受けて、国土交通省大阪航空局の意向も確認し、さらに本省理財局とも相談を重ねた上で、森友学園に対して 3 年以内に当該国有地を売り払うことは困難である一方、定期借地とすれば将来的な売払いを確実に担保できることから、10 年間の事業用定期借地契約等による貸付けを行うこととした。平成 27 年 2 月 4 日（水）、本省理財局に対して「文書 4（特例申請）」のとおり

<sup>10</sup> 未利用国有地の売払いは、公用・公共用の利用を優先する考え方を基本として、まず 3 か月間、地方公共団体及び公益法人その他の事業者からの取得等要望の受付を行い、当該受付期間中に要望がない場合には、一般競争入札により売却することとされている。

<sup>11</sup> 平成 13 年 3 月 30 日財理第 1308 号

申請し、本省理財局は、同年4月30日(木)、「文書5(特例承認)」のとおり承認した。

- ④ 近畿財務局は、森友学園との契約締結に向けて、平成27年4月28日(火)、「文書1(貸付決議①)」のとおり決議したが、契約文言等に関する森友学園側との調整が整わなかったため、契約書等を改めて作成し、同年5月27日(水)、「文書2(貸付決議②)」のとおり決議した。その上で、同年5月29日(金)、森友学園との間で貸付契約(事業用定期借地契約)等を締結し、その契約内容について、同年6月8日(月)に公正証書を取り交わした。
- ⑤ 森友学園が小学校の校舎建設工事に着手したところ、平成28年3月、森友学園側から、生活ごみ等を含めた大量の地下埋設物が発見された旨の連絡があり、さらにその後、早期に当該国有地を買い受けたいとの提案があった。近畿財務局は、国土交通省大阪航空局とともに対応を検討し、最終的に、不動産鑑定評価による更地価格から地下埋設物の撤去費用を差し引いた価格で売り払うこととして、同年6月14日(火)、「文書3(売払決議)」のとおり決議した。その上で、同年6月20日(月)、森友学園との間で売買契約を締結した。
- ⑥ なお、上記のような森友学園案件の経緯や価格算定手続等については、会計検査院が、平成29年3月6日(月)の参議院予算委員会からの要請を翌日7日(火)に受諾して、会計検査を行っている。この会計検査の結果は、同年11月22日(水)、「学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関する会計検

査の結果について」として公表されている。

### (3) 平成 29 年以降の状況

- ① 森友学園との間で売買契約を締結した後、森友学園案件について、豊中市議会議員等からの情報公開請求、国会議員からの資料要求、報道機関からの照会等の動きがあった。本省理財局の国有財産審理室は、森友学園案件について報道が出る可能性を意識して、平成 29 年 2 月初旬、理財局長に案件の概略を説明した。なお、当時の理財局長が森友学園案件について配下の職員から対面での説明を受けたのは、平成 28 年 7 月の着任以降、これが初めてであった。
- ② 平成 29 年 2 月 9 日（木）、森友学園案件について、「近畿財務局が売却額等を非公表にしている」「売却額は同じ規模の近隣国有地の 10 分の 1」「森友学園が買った土地には、今春に同学園が運営する小学校が開校する予定」「同校の名誉校長は首相の妻」等とする報道があった。同日以降、本省理財局に対して、国会議員等からの資料要求、個別の説明要求、会議出席要求が相次ぎ、国有財産審理室の担当者をはじめ、職員は国会関係の対応に追われる状況となった。また、近畿財務局においても、本省理財局からの各種照会や、報道機関への対応等もあり、担当職員は多忙を極めることとなった。
- ③ 近畿財務局は、従来、森友学園側から、小学校に入学する児童やその保護者等への風評リスクが懸念されることから国有地売却価格を非公表扱いとしたいとの要請を受けて、売却価

格を公表していなかったが、上記報道があった平成29年2月9日（木）中に森友学園側の同意を得て、翌日10日（金）に公表した。

- ④ 本省理財局は、森友学園案件が国会審議等でも取り上げられることになる可能性を意識して、平成29年2月13日（月）、財務大臣に対して、案件の経緯や、森友学園に対する国有地の売払いは不動産鑑定評価による更地価格から地下埋設物の撤去費用を差し引いた価格により行っていること等を説明した。
- ⑤ 国会審議において森友学園案件が初めて本格的に取り上げられたのは平成29年2月15日（水）の衆議院財務金融委員会であり、さらに内閣総理大臣も出席して行われた同年2月17日（金）の衆議院予算委員会など、その後の国会審議でも連日取り上げられた。同日には、内閣総理大臣から、本人や妻が、事務所も含めて、この国有地払下げに一切関わっていないことは明確にしたい旨の答弁があった。
- ⑥ 同時期、森友学園の理事長に対する報道機関からの取材も相次いでいた。特に、平成29年2月14日（火）、地下埋設物の実際の撤去費用に関して同理事長が「1億円くらいかな」と発言したとの報道があり、同理事長の真意を確認すべく、近畿財務局の統括国有財産管理官から同理事長に連絡をとった。さらに、この件が国会審議でも取り上げられたことから、本省理財局の指示により、同年2月16日（木）から17日（金）にかけて、近畿財務局から森友学園側に対して書面により認識を提出するよう要請したが、森友学園側は応じなかった。

- ⑦ 地下埋設物の撤去費用については、平成29年2月20日(月)の衆議院予算委員会において、本省理財局長が「相手方において適切に撤去したというふうに聞いてございますが、売却後でございますので、具体的な撤去の状況につきましては把握してございません」と答弁した。国会審議においては、この後も地下埋設物の撤去費用に関する質問が相次いだほか、この点も含めた詳細な経緯や、政治家関係者からの働きかけの状況について質問があり、さらには、後述するとおり、応接録の有無等も論点として浮上することとなった。
- ⑧ 当時、国会審議のほか、一部政党において本省理財局等からヒアリングを行うための会議が繰り返し開催されており、さらに同政党の国会議員団は、森友学園に売り払われた国有地を平成29年2月21日(火)に視察することとなった。本省理財局では、当日の森友学園の理事長らの発言次第では国会審議が更に混乱しかねないことを懸念し、局長以下で議論を行った結果として、国有財産企画課の職員に対して、対外的な説明を森友学園の顧問弁護士に一元化するなど、当該顧問弁護士との間で対応を相談するよう指示がなされた。この指示を踏まえ、当該職員が同年2月20日(月)にかけて当該顧問弁護士と相談を行う中で、同理事長は出張で不在であるとの説明ぶりを提案したり、さらには「撤去費用は相当かかった気がする、トラック何千台も走った気もする」といった言い方も提案した<sup>12</sup>。結果的には、翌日21日(火)の国会議員団による現地視察には同理事長も顧問弁護士も同席せず、その後も、

<sup>12</sup> 「トラック何千台」との表現は、当該職員が発案し、提案したものと認められる。

国有財産企画課の当該職員が伝えたような内容を森友学園側がコメントすることは無かった。

- ⑨ 平成29年2月21日(火)、国会議員団は、上記現地視察の後、近畿財務局及び国土交通省大阪航空局の職員と面会した。この場には、近畿財務局の管財部長、管財部次長及び統括国有財産管理官らのほか、本省理財局から出張した国有財産審理室長も同席した。あらかじめ本省理財局と近畿財務局との間で相談の上で、当日用の応答要領が作成されており、政治家関係者からの不当な働きかけはなかったこと等のほか、仮に問われれば、政治家関係者から照会を受けた際の応接録は残されていない旨も回答することとされていた。当日は、国会議員団から、政治家関係者の関与の有無について厳しい質問があり、対応者は、その後も引き続き質問を受けることになるだろうと認識した。
- ⑩ 森友学園案件が国会審議で大きな議論となり、内閣官房長官の記者会見でも多数質問がなされる中で、平成29年2月22日(水)には、本省理財局と国土交通省本省航空局から内閣官房長官への説明が行われた。説明者側からは、森友学園案件の経緯のほか、取引価格の算定は適正に行われていることや、総理夫人付や政治家関係者からの照会に対して回答をしたことはあるが特段問題となるものではないこと等について説明した。
- ⑪ 国会審議において財務大臣に対して森友学園案件に関する質問通告があった場合には、逐次、秘書官から、本省理財局が

作成した国会答弁資料を説明していた。他方、個別事案に関する詳細な質問については担当局長等が答弁することが通例であり、森友学園案件についても、取引の経緯や文書管理の状況の詳細に関する質問については、答弁ラインを財務大臣に逐一報告せず、理財局長が責任をもって答弁していた。

#### IV. 応接録の廃棄等の経緯

##### (1) 応接録の元々の保存状況<sup>13</sup>

- ① 森友学園案件に係る決裁文書が作成され、その後改ざんが行われた期間にかけて、「財務省行政文書管理規則<sup>14</sup>」においては、一定の行政文書についてのみ1年以上の保存期間を列記していた。森友学園案件に係る決裁文書についても、当該規則に則って、たとえば「文書1（貸付決議①）」であれば「運用終了日以後10年」、「文書3（売払決議）」であれば「30年」の保存期間が定められている。他方、応接録など、当該規則に列記されていない文書については、「財務省行政文書管理規則細則<sup>15</sup>」に基づき、保存期間は「1年未満」とされ、具体的な終期は「年度末まで」や「事案終了まで」等と定めることとされていた<sup>16</sup>。

<sup>13</sup> 一般に、応接録については、作成するかどうか、実際のやりとりをどの程度詳細に記録するか、記録する際の表現ぶりをどうするかといった点は担当者の裁量に委ねられる面が大きいことや、相手方に対して、実際のやりとりが正確に反映されていることを逐一確認しているわけではないことに、留意が必要と考えられる。

<sup>14</sup> 平成23年財務省訓令第10号

<sup>15</sup> 「財務省行政文書管理規則」に基づき、総括文書管理者（大臣官房長）が施行に関し必要な事項を定める細則

<sup>16</sup> 「公文書等の管理に関する法律」（平成21年法律第66号）や「財務省行政文書管理規則」等において、保存期間が終了した文書は、独立行政法人国立公文書館に移管するか、廃棄しなければ

- ② 森友学園案件に関する応接録は、作成時点で「1年未満保存（事案終了まで）」と定められていた。この保存期間の具体的な終期について、森友学園との間で売買契約が締結された平成28年6月20日（月）をもって事案が終了したと考えていた職員もある一方で、当面は保存し続けるのだろうと考えていた職員もあり、関係者間の認識は必ずしも統一されていなかった。
- ③ 他方で、個別の国有財産の管理処分に従事する職員は、一般に、当該国有地について外部から照会等を受ける場合に備えて、過去に照会等があった際の応接録のうち後日必要になるかもしれないと考えたものを手元に保存しておくことが多い。森友学園案件を担当する近畿財務局の職員も、一連の応接録を保存していたほか、その電子ファイルをサーバ上に保存していた。
- ④ また、近畿財務局において作成された応接録の一部は、随時、本省理財局の国有財産審理室にも共有されていた。同室の職員は、そうした応接録を紙媒体の形で保存したり、サーバ上の共有フォルダ<sup>17</sup>や各職員が使用するコンピュータ上に電子ファイルの形で保存していた。

## (2) 政治家関係者との応接録の廃棄等の経緯

- ① 森友学園案件に関する応接録で「1年未満保存（事案終了ま

ばならないこととされている。

<sup>17</sup> 同一部局の複数職員がアクセス権限を有するフォルダ。

で)」と定められていたものについては、平成 29 年 2 月以降、本省理財局において、森友学園との間で売買契約が締結された平成 28 年 6 月 20 日（月）をもって「事案終了」に当たるものと整理し、国有財産審理室長から理財局長まで報告した上で、近畿財務局にも伝達された。

- ② 平成 29 年 2 月 17 日（金）の衆議院予算委員会における内閣総理大臣の上記答弁以降、本省理財局の総務課長から国有財産審理室長及び近畿財務局の管財部長に対し、総理夫人の名前が入った書類の存否について確認がなされた。これに対して、総理夫人本人からの照会は無いかことや、総理夫人付から本省理財局に照会があった際の記録は作成し、共有しているが、内容は特段問題となるものではないことを確認したほか、近畿財務局の管財部長からは、その他の政治家関係者からの照会状況に関する記録の取扱いについて相談がなされた。さらに、上記の同年 2 月 21 日（火）の国会議員団との面会の状況も踏まえ、本省理財局の総務課長から近畿財務局の管財部長に対して政治家関係者をはじめとする各種照会状況のリストの作成を依頼し、本省理財局の国有財産審理室長に当該リストが送付された。
- ③ 本省理財局の総務課長は、その後速やかに、国有財産審理室長に対して政治家関係者からの照会状況に絞り込んだリストを作成するよう指示をした上で、当該リストにより理財局長に報告した。その際、理財局長は、応接録の取扱いは文書管理のルールに従って適切に行われるものであるとの考えであったことから、総務課長は、政治家関係者との応接録を廃棄する